

生田緑地マネジメント会議 会則骨子（案） 24.07.19

※この会則骨子（案）は、これまでの議論や配布資料等を踏まえ、必要最小限の事項をまとめたものです。今後、適宜、追加・修正をしてまいります。

また、当該会則骨子（案）は、A案（市民活動交流会議を常設としない案）の事例として作成します。

はじめに

この「生田緑地マネジメント会議会則」は、生田緑地マネジメント会議の運営についての基本的事項をとりまとめたものである。

（名称）

第1条 本組織は、生田緑地マネジメント会議（以下「本会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会議の目的は、次に掲げるとおりとする。

- （1）生田緑地ビジョンの実現に向けて、生田緑地にかかわる多様な主体が集まり、相互に協議・調整・合意形成を図りながら実践につなげていく。
- （2）生田緑地の価値と魅力を高め、誰もが気持ちよく利用できる公園とするように、自然の保全と利用の調整を図りながら、生田緑地を市民の財産として持続可能なものとしていく。

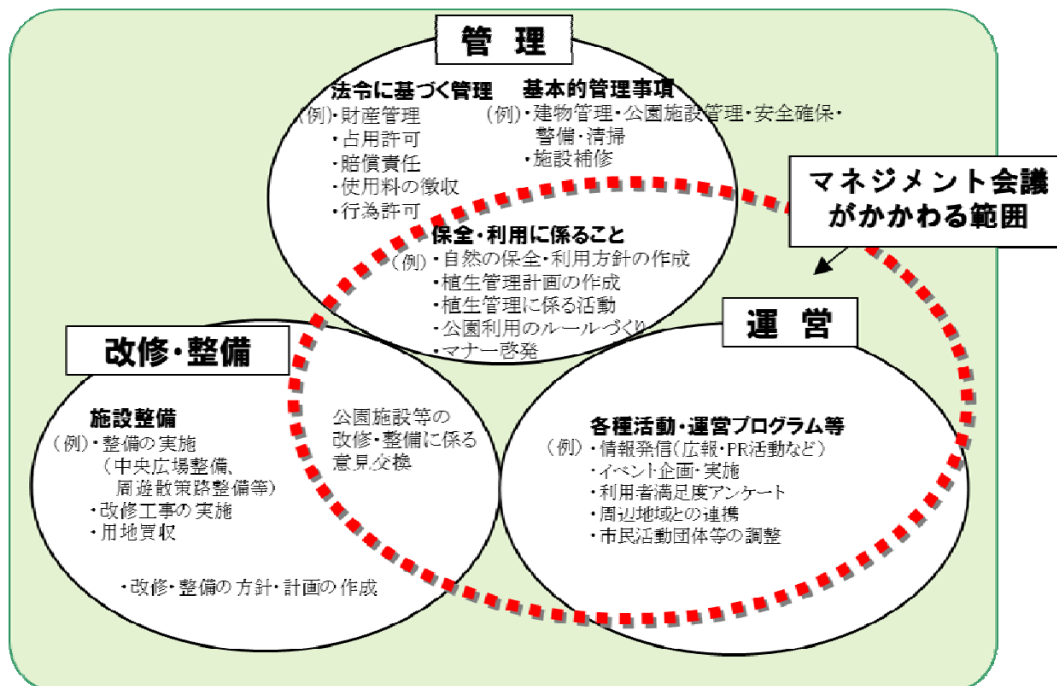
（所掌範囲）

第3条 本会議がかかわる範囲は、主に「運営」の領域とし、市及び指定管理者がかかわる範囲は、主に「管理」、「改修・整備」の領域とする。

2 それぞれの領域については、本会議において情報共有を図り、必要に応じて協議・調整等を行う。

3 生田緑地の管理、運営、改修・整備の最終的な判断及び責任は、公園管理者である市が負う。

【生田緑地マネジメント会議のかかわる範囲 イメージ】



※管理、運営、改修・整備の最終的な判断及び責任は市が負う

(議題項目及び役割)

第4条 本会議の議題項目及び役割は、次のとおりとする。議題項目のうち、市が本会議に承認を委ねたものについては、本会議が判断するものとする。

【議題項目】

項目	主な議題項目	本会議の役割		
		報告	提言	承認
管理	生田緑地の自然の保全・利用方針の策定・変更及び運用	○	○	
	生田緑地植生管理計画の策定・変更及び運用	○	○	
	生田緑地の市民活動団体等の活動調整	○	○	
	公園利用のルールづくり	○	○	
	マナー啓発	○	○	
運営（各種活動・運営プログラム等）	情報発信（広報・PR活動など）	○	○	△
	イベント企画・実施	○	○	△
	環境教育プログラム	○	○	△
	利用者満足度アンケート	○	○	△
改修・整備	公園施設等の改修・整備に係る意見交換	○	○	
その他	会則の改定	○	○	○
	会長・副会長、コアメンバー及びコーディネーターの選出	○	○	○
	会員の入会	○	○	○

※△印については、本会議が主体となって行うものについては承認を行う。ただし、市の予算を伴うものについては、最終的な判断及び責任は市が負う。

(会員)

第5条 本会議の会員は、次の2種類とする。

(1) 正会員は、団体を原則とし、生田緑地で継続的に活動している市民活動団体、生田緑地周辺の地域団体・大学・企業、行政、指定管理者等で構成する。ただし、学識経験者については個人での参加を認める。

(2) 準会員は、団体を原則とせず、個人での参加を認める。

2 生田緑地で自然の保全と利用にかかわる活動を継続的に行うには、本会議の正会員とならなければならない。

(入会)

第6条 本会議の会員になろうとする者は、氏名、連絡先、活動実績又は活動内容等を届け出なければならない。

2 本会議の会員になろうとする者は、運営会議の承認を得るものとする。

(会員の資格)

第7条 本会議の会員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 本会議の会員は、本会議の目的及び生田緑地ビジョン等に賛同し、公共サービスの担い手として責任を持って生田緑地の管理運営にかかわることができる団体又は個人であり、生田緑地での活動実績や今後の活動が見込まれる団体又は個人とする。

- (2) 暴力団、暴力団員及び暴力団関係者でないこと。
- (3) 政治団体、宗教団体でないこと。

(会員資格の喪失)

第8条 本会議の会員が、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 会員から脱会の申出があったとき。
- (2) 会員が生田緑地における管理運営活動を行わなくなったとき。
- (3) 本会則に違反する行為をしたとき。

(役員及びコアメンバー)

第9条 本会議に次の役員及びコアメンバーを置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) コアメンバー ●●名程度

2 前項の役員及びコアメンバーは、全体会において正会員の互選により選出する。

(役員及びコアメンバーの職務)

第10条 会長は、会を代表して会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
- 3 コアメンバーは、会長及び副会長とともに、本会議の運営の中心的役割を担う。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第12条 本会議に次の会議を置く。

- (1) 全体会
- (2) 運営会議
- (3) 植生管理会議

2 個別プロジェクトについて議論する必要がある場合には、運営会議の承認を得て、プロジェクト会議を置くことができる。

- 3 各会議には、会長及び副会長（若干名）を置くこととし、各会議の構成員の互選により選出する。
- 4 各会議は、各会議の長が必要であると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(全体会)

第13条 全体会は、正会員をもって構成し、毎年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に全体会を開催することができる。

- 2 全体会は、本会議の会長が招集する。
- 3 全体会は、本会議の会長が議長となり、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 会則の改定
 - (2) 本会議の会長・副会長、コアメンバー及びコーディネーターの選出
 - (3) その他の重要な事項

4 全体会は、正会員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状を提出した正会員は、出席者とみなすものとする。

5 全体会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営会議)

第14条 運営会議は、本会議の会長及び副会長、植生管理会議の会長及び副会長、コアメンバー、行政（各文化施設の施設長及び関係部局の長を含む）及び指定管理者をもって構成する。

2 運営会議は、運営会議の会長が招集する。

3 第1項に定める構成員以外の会員についても、運営会議に対して議題案を提出し、議題と認められた場合は運営会議に出席することができる。

(運営会議の所掌事項)

第15条 運営会議は、生田緑地の価値と魅力を高め、市民の財産として持続可能なものとしていくために、第3条及び第4条に定める所掌範囲及び役割に基づき必要な事項について、協議・調整・提言を行うことができる。

2 運営会議は、「生田緑地の自然の保全・利用方針」への提言を行うことができる。

3 生田緑地で活動するすべての団体は運営会議に活動計画書を提出し、承認を得るものとする。ただし、短期間の活動であって、市が支障がないと認めたものについてはこの限りでない。

4 運営会議は、前項の活動計画書が提出された場合、「生田緑地の自然の保全・利用方針」を踏まえて、活動の承認の是非を判断するものとする。なお、「生田緑地の自然の保全・利用方針」に位置づけられていない活動については個別に判断する。

5 運営会議は、公園施設等の補修、改修・整備に係る協議・調整・提言を行うことができる。

(植生管理会議)

第16条 植生管理会議は、生田緑地で植生管理に関する活動を行っている正会員のうち、希望する者をもって構成する。

2 植生管理会議は、植生管理会議の会長が招集する。

(植生管理会議の所掌事項)

第17条 植生管理会議は、「生田緑地植生管理計画」及び生田緑地の自然に関する植生管理のあり方について提言を行うことができる。

(植生市民部会)

第18条 植生管理会議の中に植生市民部会を置く。

2 植生市民部会は、生田緑地の植生管理についての共通認識を深めるため、参加登録した市民が自由に参加できるものとする。

(プロジェクト会議)

第19条 プロジェクト会議は、会員のうち、希望する者をもって構成する。

(コーディネーター)

第20条 本会議は、コーディネーターを配置することができる。

2 コーディネーターは、本会議における決定権を持つものではなく、中立的な立場で意見集約・調整を行うものとする。

3 コーディネーターの選出は事務局が行い、本会議の承認を得るものとする。

(学識経験者や専門家による助言・指導)

第21条 本会議は、必要に応じて学識経験者や専門家により、適切な運営活動に関する必要な助言・指導を受けることができる。

(事務局)

第22条 本会議の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、行政及び指定管理者をもって構成する。

(その他)

第23条 本会議の会則については、より効果的・効率的な活動を目指して改善を進めていくため、必要に応じて変更を行うことができる。

2 この会則に定めるもののほか、必要な事項は全体会の議決を経て、本会議の会長が別に定める。

附則

本会則は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。